

関係機関の理解と連携について

愛知県警察本部
人身安全対策課
行方不明・保護係

警察とは



- ・警察とは、
警察法によって設置された国及び
都道府県の警察機構
- ・任務は、
個人の生命、身体、財産の保護
公共の安全と秩序の維持
(警察法第2条 警察の責務)

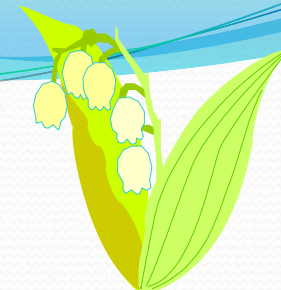


個人の生命、身体、財産の保護

- ・行方不明者等の発見・保護
- ・遺失物の管理
- ・水難、山岳遭難その他の事故における人命救助
- ・交通事故等の各種の事故防止
- ・危険な事態における避難などの措置
- ・警察安全相談



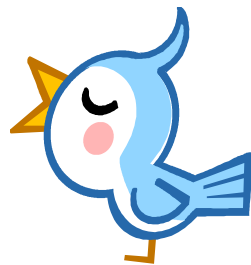
公共の安全と秩序の維持



- ・犯罪の予防及び鎮圧
- ・犯罪の捜査及び被疑者の逮捕
- ・交通の取締り
- ・その他の公共の安全と秩序の維持



警察組織

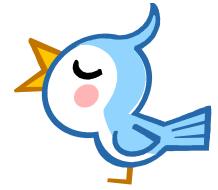


- ・45警察署
- ・警察官 13,554人
- ・警察職員 958人
- ・パトカー 約803台
- ・白バイ 約238台
- ・船舶 7隻
- ・ヘリコプター 4機
- ・警察犬 10頭



※令和5年4月1日現在

生活安全部の構成



- 生活安全総務課
- **人身安全対策課**
- 少年課
- 保安課
- 生活経済課
- サイバー犯罪対策課
- 情報技術戦略課
- 生活安全特別捜査隊

警察署の生活安全課



- 生活安全第1係
- 生活安全第2係
- 少年係
- 保安係

人身安全対処事案について

人身安全対策課が主管する事案(人身安全対処事案)については、各警察署で認知した段階で、夜間・休日問わず、全て、当課に速報することとなっています。(障害者虐待事案も含まれます。)

特徴

- 人身安全対処事案は、人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案であり、被害者、被害者の親族その他関係者に危害が加えられる危険性及び切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高い特性を有します。

警察の対応方針

- 障害者虐待事案への対応の流れ
 - 1 警察署は人身安全対処事案として本部へ速報
 - 2 警察署と本部連携のもと、危険性の高いものは事件化を検討
 - 3 事件化が困難な場合は、分離措置、行為者への指導・警告
 - 4 その後の行政支援のため、警察が認知した障害者虐待事案を市町村へ通報
 - 5 緊急性があり、かつ、分離が困難（他の親族等がない等）な場合は、市町村へ口頭で障害者虐待通報を行うとともに、障害者の安全確保のための保護依頼

障害者虐待事案認知件数

| | H29年 | H30年 | R元年 | R2年 | R3年 | R4年12月末 | | | |
|---------|------|------|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-------|
| | | | | | | 前年同期比 | 増減 | (%) | |
| 通 報 件 数 | 118 | 165 | 187 | 187 | 293 | 353 | 293 | 60 | 20.5 |
| 身体的虐待 | 109 | 147 | 176 | 169 | 256 | 327 | 256 | 71 | 27.7 |
| 心理的虐待 | 10 | 19 | 12 | 14 | 26 | 26 | 26 | 0 | 0.0 |
| 放棄・放任 | 0 | 3 | 1 | 5 | 6 | 2 | 6 | -4 | -66.7 |
| 経済的虐待 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 100.0 |
| 性的虐待 | 2 | 2 | 0 | 1 | 7 | 2 | 7 | -5 | -71.4 |
| 検 挙 件 数 | 9 | 8 | 6 | 6 | 22 | 41 | 22 | 19 | 86.4 |
| 口 頭 警 告 | 107 | 155 | 176 | 174 | 249 | 285 | 249 | 36 | 14.5 |

最後に警察からのお願い

警察は虐待事案等認知した場合、第一に事件性を検討し、違法行為には検挙措置を執ります。

検挙(逮捕)により一時的に分離することはできますが、継続的分離を図る際に、親族等に頼ることができない場合は、市町村における緊急的一時保護等が非常に重要となります。

今後、警察から被害者(障害者)の安全確保のため、各市町村へ保護依頼等をさせていただくことがあると思いますが、是非ご協力お願い致します。